

受 理 番 号	陳情第 2 2 号
件 名	宇品東住宅に居住する共益費未払者に関する対応を求めることについて
要 旨	現状、宇品東住宅（広島市南区宇品東三丁目 5 番 9 号）において、市営住宅「住まいのしおり」に記載のとおり、入居者には共同生活に欠かせない経費「共益費」を支払う義務がある。しかし、再三の請求にも応えずに、長期間にわたる未払状態の入居者がいる。未払者が負担すべき共益費は他の入居者が負うこととなり、未払者から大変迷惑を受けている状況が続いている。万が一にも、共益費未払者が何のおとがめもなく入居できる状態が続くと、市営住宅の自治の崩壊やモラルハザードを引き起こす。その結果、高層住宅において生活に不可欠なエレベーターの稼働が当住宅で停止するなどの混乱を引き起こすことになる。さらに、入居者間の話合いや請求に対しては、未払入居者による自治活動の妨害にまで至り、度々住民が危機感を覚える騒動になり、110番通報をしなければならないほどになり、入居者間での請求行為には限界がある状態である。広島市都市整備局住宅政策課と南区役所建築課に対し、未払入居者に対する適切な対応を要望し続け、安心して生活を送りたい旨を、令和元年から現在まで長期にわたって懇願し続けてきたが、いまだ未解決である。 よって、私たちは、地域住民を代表して、宇品東住宅に居住する共益費未払者に関して、下記の事項について連署をもって陳情する。 記 1 広島市都市整備局住宅政策課及び南区役所建築課は、迷惑行為の禁止「入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」、入居許可の取消し「入居の条件を違反した場合、入居許可を取り消し、明渡しを請求することがある」等の具体的な対応を早急に行うこと。 2 広島市都市整備局住宅政策課及び南区役所建築課は、管理責任等の所在を明確に示すこと。